

## 会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただ今から令和元年9月第7回総会を開会いたします。開会時間は午後2時00分です。なお本日の会議において農業委員会等に関する法律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は議席番号10番安藤委員、推進委員澤田委員より欠席の連絡を受けております。出席農業委員会委員は14名中13名で、定員数に達しておりますので、総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は8名です。それではただいまより総会を開会いたします。おねがい事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないをお願いいたします。

それではこれより審議にはいります。

まず、日程1議事録署名委員の指名に移りますが、今回は議席番号13番内野委員と、議席番号1番横田委員をお願いいたします。

それでは日程2議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。今回は1件の申請がありました。申請番号1番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。事務局よりご説明いたします。議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

農地法第4条の申請は「所有者が変わらず、土地の使い方を農地以外にする」という申請です。許可権者は都道府県知事になります。

それでは、議案第1号申請番号1番につきまして説明させていただきます。

(申請番号1番について説明)

本申請につきましては、申請内容で説明した通り、許可を受けずにすでに、住宅敷地として使用されております。本来であれば農地に戻すという是正を行い、その後に申告をしなければならないというのが原則ですが、申請代理人より追認が認められるか相談を受け、許可権者である東松山農林振興センターの職員に相談しましたところ、次の条件を満たせば追認が認められるというお話でした。条件としましては、小川町の都市計画区域において、市街化区域、市街化調整区域の線引きが行われた昭和54年9月11日より前から居宅・物置が建っているかということです。

本申請について、昭和50年1月15日撮影の一般財団法人日本地図センター発行の航空写真が添付されております。これは都市計画区域線引き前から建物があったことを示すものです。なお、居宅については、税務課の家屋課税証明より、昭和10年建築、付属家については昭和52年建築であることを確認しております。

以上の理由から、条件が満たされていると判断したため、追認案件であります本申請を受理いたしました。

なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は小川地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございます。つづきまして小川地区の委員より現地調査報告をお願いいたします。

- 6 番田端委員      はい。6 番田端が報告いたします。9 月 2 1 日 1 0 時から、農業委員 4 名、推進委員 2 名、計 6 名で現地調査を行いました。
- 申請地は現在人が住んでいません。家族がいろいろ今整理しているようです。申請地は説明のとおり宅地として使われている状況です。よろしくおねがいします。
- 議長                はい。ありがとうございます。それではこれより申請番号 1 番について質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員のみなさんの質問意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (挙手なし)
- 議長                ないようですので、それでは推進委員のみなさんどうでしょうか。
- (挙手なし)
- 議長                よろしいですか。ないようですのでそれでは採決にはいります。只今の議案第 1 号申請番号 1 番について承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手)
- 議長                はい。ありがとうございます。それでは全員賛成により、議案第 1 号は可決、承認されました。ありがとうございます。
- つづきまして、日程 3 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は 2 件の申請がありました。申請番号 1 番について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局              はい。議案第 1 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について「申請人より農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。
- 命により、申請番号 1 番について説明いたします。
- (申請番号 1 番について説明)
- 本申請に対して、工事資金については、すべて自己資金で賄われており、預金の残高証明書が添付されています。
- なお、隣接農地はありません。
- なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第 2 種農地」に当たると判断されます。
- 最後に、調査区は大河地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。
- 議長                ありがとうございます。つづきまして大河地区の委員より現地調査報告をお願いいたします。
- 1 番横田委員      はい。1 番横田が報告します。9 月 2 1 日 8 時半に農業委員 3 名、推進委員 2 名、計 5 名で現地調査をいたしました。
- 現地は井戸を中心にロータリーになっており、1 2 台置くにはたしかに狭いと思われま
- す。担当地区委員としては問題なしと判断いたしました。よろしく申し上げます。

議長 はい。ありがとうございました。それではこれより申請番号1番について質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員のみなさんの質問意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

議長 ないようですので、それでは推進委員のみなさんどうでしょうか。

(挙手なし)

議長 よろしいですか。ないようですのでそれでは採決にはいります。只今の議案第2号申請番号1番について承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 はい。ありがとうございます。それでは全員賛成により、申請番号1番は可決、承認されました。ありがとうございます。

つづきまして申請番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。命により、申請番号2番について説明いたします。

(申請番号2番について説明)

本申請について、工事資金に対しては、自己資金で賄われ、預金の残高証明書、が添付されております。転用後は伐根等を行い、土を均して使用することです。特に砂利やコンクリートにはしないとのこと。

また、古物商の免許証のコピーを添付していただいています。

隣接農地はありません。

なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。

議長 ありがとうございます。つづきまして八和田地区の委員より現地調査報告をお願いいたします。

8番吉野委員 はい。8番吉野が報告します。9月21日金曜日8時に農業委員3名、推進委員2名、計5名で現地調査をいたしました。

申請人に立ち合いをお願いしましたがご都合が悪かったらしく会うことはできませんでした。現在中古車販売をしているらしく、申請理由場は21台しか止める場所がないとなりましたが、現在は26台の車両がとまっております。申請場所は現在梅の木、桑の木が植わっておりますが休耕地です。進入路もないため無道路地となっております。実際は前の土地にも10数台の車が止まっており、車両置き場には困っているような印象を受けました。以上です。よろしくおねがいします。

議長 ありがとうございました。

- 9 番権田委員 補足説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。
- 議長 はい。権田委員。
- 9 番権田委員 9 番権田です。補足説明させていただきます。  
吉野委員よりご説明の合った通りですが、申請理由としては現在21台しか止められず追加で5台分の敷地が欲しいということですが、現地調査時は26台の車両が止まっていました。また申請地には簡易的な（移動できる）階段がかかっており、車のシートのようなものを土の上に敷いて通行して裏の土地と行き来しているようでした。裏の土地にも車がとまっており車両置き場になっています。現地農地は宅地に囲まれてしまっているため、接道もありません。近隣の方にお聞きしたところ車両置場に困っているため他にも駐車場を探しているということでした。以上です。
- 議長 はい。ありがとうございました。それではこれより申請番号2番について質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員のみなさんの質問意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- 13 番内野委員 はい。
- 議長 はい。内野委員。
- 13 番内野委員 13 番内野です。現地調査報告の中で、現在農地ではなく使用しているような印象を受けました。土の上に階段やシートがおいてあるとの報告もありましたので、諸々撤去のうえ審議をすべきかと思えます。その土地が農地として使用するのは不適であれば、転用されることはやむおえないと思われませんが、現状農地以外に使っているのは違反になるため、転用審議の段階では撤去すべきかと思えます。個人的には是正してからの再審議、今回は継続審議にしてはどうかと思っています。以上です。
- 12 番大澤委員 はい。8 番吉野です。申請地は農地として使用するの難しい土地だと思います。以上です。
- 議長 ありがとうございます。ほかにございますか。
- 2 番根岸委員 はい。
- 議長 はい。根岸委員。
- 2 番根岸委員 2 番根岸です。現地調査報告を受けて、現地は無接道でもあり、木も生えているとのこと荒れているのかなとも思えます。もちろん内野委員の言う通り継続審議が賢明かとも思いますが、農地として使用できない現状を考慮して判断すべきだと思います。以上です。
- 議長 ありがとうございました。ほかにございますか。
- (挙手なし)

議長 ないようですので、それでは推進委員のみなさんどうでしょうか。

(挙手なし)

議長 よろしいですか。ないようですのでそれでは採決にはいります。

この案件につきましては現地が農地以外に使用されていること、そして申請事由の事実についても確認がとれていない部分があるようですので、継続審議にしてはという声もありました。この案件につきましては継続審議にするか否かの欠をとりたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はい。との声)

議長 それでは、只今の議案第2号申請番号2番について継続審議に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 はい。ありがとうございます。それでは賛成多数により、申請番号2番は継続審議といたします。ありがとうございました。

なお、議案第1号、第2号、の許可申請は許可権者が埼玉県になりますので、以上3件は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

つづきまして日程4、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。事務局より報告いたします。報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について「申請人より農地法第4条第1項第7号の規定による届出があったので、報告する」とのことです。

(申請番号1番について順に読み上げる)

以上、報告いたします。

議長 つづきまして、日程5、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を上程いたします。今月は4件の届出がありました。申請番号1番から順に事務局より報告をお願いします。

事務局 はい。事務局より報告いたします。報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について「申請人より農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったので、報告する」とのことです。

(申請番号1番から4番について順に読み上げる)

以上、報告いたします。

議長 ありがとうございました。

議長

つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和元年9月第7回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後3時26分です。